

久御山町公共施設等LED照明一斉導入事業
公募型プロポーザル 質問回答

久御山町事業環境部産業・環境政策課
令和8年7月14日

上記業務に係る質問について、下記のとおり回答します。

質 問	回 答
1－1（実施要領P22－(5)） 締結予定の契約書の開示をお願いします。	1 可能です。契約書案をホームページに掲載します。
1－2（実施要領P22－(5)） 「賃貸借契約」とありますが、契約書（案）を事前に開示いただけないでしょうか。	
2－1（仕様書P515） 賃貸借期間満了後は無償譲渡につき、固定資産税等について受注者は負担しないとの認識でよろしいでしょうか。	2 固定資産税は受注者に負担・納付義務はありません。賃貸借料に含める必要はありません。
2－2 固定資産税は賃貸借料に含まないという認識でよろしいでしょうか。	
2－3（実施要領P22－(5)） 「賃貸借物品は、賃貸借契約終了後、本町に無償譲渡されるものとする」とございますが、受注者に固定資産税の納付義務はございますか。	
3－1（仕様書P516） 賃貸借料のお支払について、当月ご利用分を翌月末までにお支払い（月払い）を前提とした積算とする認識でよろしいでしょうか。年払い等の想定がございましたらご教示ください。	3 お見込みのとおりです。賃貸借料は当月利用分を翌月末までに月払いします。

3-2（仕様書P5-16） 賃貸借料のお支払いは毎月月末締め、翌月末のお支払いという認識でよろしいでしょうか。	
4-1（仕様書P4-9-（2）） 付保する動産総合保険は、ソフトウェア及び地震・津波・噴火等の天災は保険事故の対象外とし、賃貸借期間で逡減する一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。	4 動産総合保険については、提案内容の一部となりますので、提案者の工夫の範囲とします。なお、地震、津波、噴火その他天災等、保険対象外となる事象が発生した場合は、基本的に本町負担になるものと考えますが、具体的な取扱いについては、事象発生時に別途協議します。
4-2（仕様書P4-9-（2）） 付保する動産総合保険は新価型か時価型かどちらでしょうか。	
4-3（仕様書P4-9-（2）） 時価型の場合、保険金額で補填できない部分は貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。	
4-4（仕様書P4-9-（2）） 照明器具の動産総合保険について、地震、噴火、津波による損害事故は保険適用外となる点はご了承いただけますか。	
5（実施要領P1-2-（3）） 詳細の既設灯具一覧表がない（できない）場合、各所灯具種別（40W2灯づき＝〇〇基、スクエア照明＝〇〇基、屋外ブラケット＝〇〇基等）一覧表ぐらいの大まかな数量のご提示はしていただけますでしょうか。	5 配付資料に基づき積算してください。ただし、当該資料は参考資料であり、正確な数量、仕様、設置箇所等については、優先交渉権者決定後の詳細調査により確定するものとします。なお、交通安全灯台帳およびご指摘により不足が判明した施設図面データを追加いたします。本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。 追加データについては7月15日から担当部署にて配布します。

6（仕様書P2 6-（1）-②） 調査の結果、仕様書との相違（数量、仕様等）が実際に発見された場合には、機器変更、またその結果生じる価格変更について協議対象となるとの理解でよろしいでしょうか？	6 現地調査により、数量、仕様、設置箇所、施工条件等に差異が判明した場合は、協議対象とします。
7-1（仕様書P6 19） 本事業期間において、戦争、紛争、疫病等、世情による急激な物価上昇や機器、付属部品等の調達に間に合わなくなるなどの事象が発生しましたら、工期延伸他についてのご協議に応じていただけますでしょうか。	7 天災、経済情勢の大幅な変動、メーカーの納期遅延等、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、工期延伸等について別途協議します。その場合、事業者の責めに帰さないと認められる範囲において、ペナルティの対象とはしません。
7-2（仕様書P6 19） 現在、全国自治体におけるLED発注過多や、世界情勢の影響により、各メーカーの納期が不安定な状況にあります。落札後、照明機器に納期遅延等が発生した場合は、工期延長の協議の対象としていただけますでしょうか？ また、工期延長となった場合はペナルティの対象となりますでしょうか？	
7-3（仕様書P6 19） 天災・世界情勢や本事業の関係者の反対や照明器具の納期遅延等の影響が契約締結時より悪化し、事業開始期間を超えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただくと考えてよろしいでしょうか。	
8-1（仕様書P2 6-（1）-④） 交通安全灯の約1割については電球色に変更するものとするがありますが、既存器具に20VA器具や40VA器具がある場合、その容量ごとの数量の1割を電球色に変更するという認識で良いでしょうか。	8 交通安全灯全体の約1割を目安として、周辺環境、景観、住宅地等への配慮が必要と考えられる箇所について、電球色への変更を想定しています。 具体的な変更箇所、数量及び容量ごとの取扱いについては、優先交渉権者決定後、本町と受注者で協議のうえ決定します。提案時は、

8-2 (仕様書P2 6-(1)-④) 交通安全灯の約1割については、電球色に変更するものとする。とありますが、電球色にする交通安全灯の場所、箇所に指定はありますか？また、交通安全灯約2,300灯とありますので、電球色とするのは約230灯という解釈でよろしいでしょうか？	交通安全灯約2,300灯のうち容量ごとの1割、約230灯を電球色として見込んでください。
9-1 (実施要領P4 6-(3)-④) グループで本件に参加する場合、リース事業者が様式任意(会社の業務履歴)、様式-4(業務実施体制)、様式-5(予定担当者の経歴)、様式-6(予定担当者等の過去の業務実績)を提出する必要がございますか。	9 提出者は代表事業者とし、提出書類全体の内容については、代表事業者の責任において確認の上、提出してください。 様式4は原則としてグループ全体で作成してください。
9-2 (様式4) 様式4~6における「予定〇〇者」「〇〇担当者」の対象者についてご教示ください。 リース事業者を代表事業者とし、施工事業者と連携して提案する場合、 ・様式4 業務実施体制 ・様式5 予定担当者の経歴等 ・様式6 予定担当者等の過去の同種又は類似業務実績 に記載すべき対象者は、代表事業者の担当者、施工事業者の担当者、又はその双方のいずれでしょうか。 「〇〇者」「〇〇担当者」が示す役割(責任者、管理者、担当技術者等)についてもご教示ください。 また、記入例又は記載イメージがございましたらご提供いただけますでしょうか。	様式4には、本事業の実施体制全体が分かるよう、代表事業者、リース事業者、施工事業者、調査設計事業者、維持管理事業者等の役割分担を記載してください。 様式5及び様式6には、本事業において実際に配置を予定する責任者、管理者、担当技術者等について、所属会社が分かるように記載してください。複数の構成員に担当者を配置する場合は、必要に応じて会社ごと又は担当者ごとに作成して差し支えありません。 会社の業務履歴については、各役割を担う構成員ごとに作成してください。 なお、記載例又は記載イメージの提供は行いません。
10-1 (様式-3) 委任期間の開始日は、プロポーザル参加表明書の提出日と同日を記載することによろしいでしょうか。	10 委任期間の開始日は、プロポーザル参加表明書の提出日と同日として差し支えありません。押印については、代表者印又は本件に関する権限を有する者の印としてください。支店長等に権限が委任されている場合は、支店長印等で差し支えありません。
10-2 (様式-3) プロポーザル参加表明書(様式-3)委任状について	

委任者の押印については代表印（本社員）ですと期日までに間に合わない可能性がございますので、支店営業所での社印でよろしいでしょうか。	
11（実施要領P 5 6－（4）－④） 様式-7（提案書鑑）の提出者がリース会社の場合、作成者もリース会社の記載でよろしいでしょうか。	11 提出者は代表企業名を記載してください。作成者はグループ構成員でも構いません。
12（実施要領P 5 6－（3）－④） 市町村税の滞納がないことの証明について、本店所在地の自治体で発行されたものを提出するとの認識でよろしいでしょうか。 また、営業所等がある場合、当該所在地分の証明も必要となりますでしょうか。	12 市町村税の滞納がないことの証明については、本店所在地の自治体で発行されたものを提出してください。
13（仕様書P 2 7－（1）－①） 交通安全灯約2,300灯とありますが、既存器具の容量(10VA・20VA・40VA)の内訳をご教授ください。	13 資料に交通安全灯台帳を追加しますのでご確認ください。 追加データについては7月15日から担当部署にて配布します。
14（仕様書P 2 6－（1）－③） 交通安全灯において景観への配慮などの理由から塗装色がメーカー標準色から変更となる箇所は無いという認識で良いでしょうか。また、変更となる箇所がある場合は数量をご教授ください。	14 お見込みのとおりです。メーカー標準色を基本とし、現時点で本町から塗装色を指定する予定はありません。
15（仕様書P 2 6－（1）－③） 交通安全灯の既存器具において遮光板が取り付けられている数量をご教授ください。	15 一部遮光板を取り付けた灯具が存在しますが、数量等は把握しておりません。 総数の約一割程度となりますが、設置箇所については、現地調査によりご確認ください。

16（仕様書P 1 6） 交通安全灯の設置し使用する取付バンドも新品に交換する認識で良いでしょうか。また、電力柱・鋼管柱・壁面取付の内訳をご教授ください。	16 取付バンドその他取付部材については、安全性及び耐久性を確保するため、原則として新品への交換を見込んでください。資料に交通安全灯台帳を追加します。資料で確認できないものについては現地調査により確認してください。 追加データについては7月15日から担当部署にて配布します。
17（仕様書P 1 6） 交通安全灯の既存器具は自動点滅機能内蔵型でしょうか。それとも自動点滅機能なし型+関西電力様自動点滅器で使用されていますでしょうか。また、本事業で使用する器具は自動点滅機能内蔵型、関西電力様自動点滅器は無しで良いでしょうか。	17 既存器具については、資料に交通安全灯台帳を追加します。資料で確認できない事項については、優先交渉権者決定後の現地調査により確認してください。全て自動点滅機能内蔵型と認識しておりますが、現況と異なる場合があります。 本事業で設置する器具及び制御方式については、自動点滅器内蔵型を予定していますが、既存状況、電力契約等を踏まえ、優先交渉権者決定後に本町と協議のうえ決定します。 追加データについては7月15日から担当部署にて配布します。
18（仕様書P 6 19-（5）） 物価変動の負担者は事業者となっておりますが、交通安全灯については施工期間が令和10年3月1日～であり2年近く先の施工となります。直近の状況から物価変動を想定した経費を見込みますが、想定以上の急激な物価変動が起こった場合には協議に応じていただけますでしょうか。	18 急激な物価変動など、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議します。

19（実施要領P 1 2－(3)） 『なお、図面については提供するものの、正確な灯数、設置箇所、既存器具の仕様等については、優先交渉権者決定後の詳細調査（現地調査）により確定するものとする。』との記載ではありますが、本事業費を積算された際には、設計会社等により、箇所毎の灯具一覧表等を作成の上、工事費及びリース費の算出をされたものとお見受けします。そこで、本入札における公平性を保つため、本事業費の算出の基となった灯具一覧資料をご開示いただけますでしょうか。そうでない場合、本事業費を算出された建設会社もしくはメーカー、もしくはその関連会社のみが優位となり、公共入札としての公平性が損なわれると考えております。また、灯具一覧資料のご開示ができない場合、図面については、10年以上前に工事をされた際の竣工図等であるため、その図面からは算出できない灯具の存在、灯数の差異が調査時に多数発見されるかと存じます。そういった際には、ご協議により予定価格の増額も可能となるのでしょうか。	19 積算の際は今回提供している図面から推定しているため、公共施設については箇所毎の灯具一覧表等は作成しておりません。交通安全灯については資料に交通安全灯台帳を追加で提供します。提供資料は参考資料であり、正確な数量、仕様、設置箇所等は優先交渉権者決定後の詳細調査により確定します。資料と現地調査結果に差異が判明した場合は、協議の上、変更契約の対象とします。追加データについては7月15日から担当部署にて配布します。
20（実施要領P 2 3） グループによる応募について。参加表明時に全構成員を明らかにし、グループの構成員が他のグループの構成員として重複していないこと、参加表明書の提出後は構成員を変更できないこととあります。施工工事に関しては、地元の企業にできる限り参加してもらうことが望ましいと考えますが、構成員全てを参加段階で明記すると、落札に至らなかったチームに記載された企業は、他の参加企業の仕事ができなくなる可能性があります。短期間でのLED化を第一に考慮し、工事会社は落札した事業者の工事を請負うことで、始めからチームに縛ることは避け、地元会社を使うことを参加資格要件ではなく、落札後に優先的に依頼する約束条件として、評価いただくことを検討戴けないでしょうか。	20 本プロポーザルにおいては、公平性、公正性及び適正な競争性を確保する観点から、構成員は参加表明時に明記し、他の応募者の構成員となることはできないものとします。一方、優先交渉権者が、構成員ではない地元事業者等を下請事業者又は協力事業者として活用することは妨げません。地元事業者の活用については、提案内容として評価の対象とします。

21（実施要領P 2 3） 参加表明書の提出後は、参加者の構成員を変更することはできないとされていますが、「リース事業者を除き、本町が認めたときはこの限りではない」との記載があります。優先交渉権者決定後の詳細調査により、既存器具数量、設置箇所、仕様、施工条件等が確定することから、施工役割、調査設計役割、維持管理役割又はその他の役割について、事業実施に支障がない範囲で、町の承認を得て構成員又は協力先を追加・変更できるという理解でよろしいでしょうか。	21 お見込みのとおり、リース事業者を除き、やむを得ない事情があり、本町が事業実施に支障がないと認める場合は、構成員又は協力先の追加・変更を認める場合があります。ただし、参加資格、責任体制、施工体制、提案内容の公平性等に影響がないことを確認したうえで判断します。
22（仕様書P 1 6－（１）－②） 「更新方法は、原則として器具交換とし、既設照明器具の改造又はランプのみの交換によるLED化は認めない」とあります。資材不足は深刻で、日本照明工業会が推奨している日本独自の「器具丸ごと交換」については、現時点で全国的に入手困難となっておりメーカーに問い合わせても受注生産時期の確約が取れない状況にあります。G13 口金の安定器バイパス工事による管交換LEDについては、簡易に短時間で工事できることから、日本でも現実に全国で採用されてきた合理的な手法です。また、器具交換のライトバーは、各メーカーでサイズが違い、将来のライトバーの寿命が来た時の混乱と費用増が想定されます。さらに、埋め込み型の器具丸ごと交換は、アスベスト規制に抵触する恐れがあります。つきましては、既設器具の状態、安全性、照度、保証、保守性を満たす場合には、管交換方式又は既設器具活用方式もプロポーザルで提案可能とし、その内容を総合評価いただくことは可能でしょうか。	22 仕様書のとおり、更新方法は原則として器具交換とし、既設照明器具の改造又はランプのみの交換によるLED化は認めません。

23（仕様書P 2 6－(1)－③、⑥、⑦） 導入するLED 照明器具等について、国内メーカーの製品であり、電気用品安全法(PSE)、JIS、JEL 等の関連規格に適合し、ISO9001、ISO14001 の認証取得工場で製造された製品であることとされています。現在、LED 関連資材については全国的に需給が逼迫しており、今後さらに入手困難となることが予測されます。そのような状況下で、器具の仕様を細かく限定することは、提案可能な製品や事業者を狭めることとなり、結果として幅広く公平な提案を受け入れるというプロポーザル本来の総合評価の趣旨が損なわれる可能性がありますと考えます。国内メーカーに限定するのではなく、同等以上の品質基準・認証を有し、安全性、照度、省エネルギー性、保証、維持管理性を満たす製品についても提案可能とし、その内容をプロポーザルにおける評価対象として検討いただくことは可能でしょうか。また、あらゆる製品について海外からの輸入品、輸入部品を使わないと経済が成り立たず国際自由貿易条約のWTOに加盟する日本の公共発注においてLEDのみ国内メーカーに限る理由とその根拠について教えてください。	23 仕様書に記載の通りとします。安全と品質を担保するために、仕様書記載の条件を満たす製品とします。
24（実施要領P 9 10－(4)） 「候補者の提案」について、「久御山町ホームページにおいて公表する」と記載がございますが、公表前に候補者宛に、開示可能部分の確認をいただけるものと考えてよろしいでしょうか？実施要領6(6)①と④の関係からお聞きするものです。	24 公表に当たっては、優先交渉権者に対し、営業上の秘密、ノウハウ等に該当し非公表とすべき箇所の確認を行った上で公表します。
25（実施要領P 6 6－(4)－⑤－ウ） 「①に規定する」は「④に規定する」が正しいと考えますが、よろしいでしょうか？	25 お見込みのとおり、「①に規定する」は「④に規定する」の誤りです。

26（実施要領P 5 6－(4)－④） 「20 ページ以内」とありますが、「設置器具に関する提案」以外の資料を添付する場合、当「20 ページ」に含まないものと考えてよろしいでしょうか？具体的には、動産総合保険のパンフレット等の資料を考えております。	26 その他の資料であっても、企画提案書に記載してください。なお、20 ページ以内の対象は企画提案書本文としますので、表紙及び目次はページ数に含めません。
27（仕様書P 4 9－(1)－③） 「屋外照明（交通安全灯）には、管理番号を記載した管理プレートを設置」と記載がありますが、原則、既存の管理プレートの継続使用とし、必要に応じて新規作成・更新 と考えてよろしいでしょうか？現在、プレートが設置されているか、また、当該プレートの所有者について、ご教示ください。	27 屋外照明（交通安全灯）については既存の管理プレートが設置されており、判読可能かつ継続使用に支障がない場合は、既存管理プレートの継続使用も可とします。ただし、未設置、判読不能、破損等により管理上支障がある場合は、新規作成又は更新してください。資料に交通安全灯台帳を追加します。資料で確認できないものについては、優先交渉権者決定後の現地調査により確認してください。 当該プレートの所有権は久御山町にあります。 追加データについては7月15日から担当部署にて配布します。
28（仕様書P 5 14－(2)） 「設置位置図（GISデータ等）及び電力申請完了の証明書類（関西電力の受付受領証等）を提出すること」と記載がありますが、納品形式として認められる設置位置図（GISデータ等）の仕様をご教示ください。当該データは、「京都府・市町村共同 総合型地図情報システム[GIS]」への実装を目的とするものと認識しております。	28 設置位置図（GISデータ等）の納品形式については、原則として、管理番号、所在地又は位置情報、緯度経度等の座標、灯具種別、容量、設置方式、更新内容等を含む電子データを想定しています。京都府・市町村共同総合型地図情報システムで取込み可能な形式に整えて提出いただく予定です。優先交渉権者決定後、本町と協議のうえ決定します。

29（仕様書P 2 6－（１）－②） 「なお、対象施設一覧、図面、写真データその他発注者が提供する資料に記載又は表示されている既設照明器具の数量、設置箇所及び仕様は参考とし、」とありますが、図面から数量・設置箇所・仕様を読み取り、同等以上のLEDを選定・積算し、提案する。 という事だと思いますが、貴町から提供された図面、および図面写真は一部の施設（東角小学校、久御山中学校など）に於いて、照明姿図と文科省平面図のみとなっており、数量や設置箇所がわかりません。 この情報では積算することが出来ず、また各事業者が想定するとなると公平な見積を実施するための一定条件が満たされません。 見積り・積算の一定条件の設定の為に、各施設の既設照明情報を各部屋ごと、各照明ごとに、数量・仕様（形状・寸法・設置方法・消費電力・定格光束・調光やセンサーなどの付帯機能）設置個所が分かるリストをご教示ください。	29 東角小学校と久御山中学校の図面が一部提供できていなかったもので、追加で提供します。 追加データについては7月15日から担当部署にて配布します。
30（評価基準） 「施工期間は短期間」と記載がありますが、短期間とはどのくらいの期間となりますか。 仕様書4 事業対象期間 ①公共施設 ②交通安全灯でそれぞれ定められている施工期間内で完工できればよろしいでしょうか？	30 仕様書4「事業対象期間」に定める施工期間内に完工してください。
31（実施要領P 4 6－（３）－④） 同種業務及び類似業務の内容及び担当する保有技術者等の会社体制について記載する。（過去10年間とするが、それ以前に特筆しておきたい実績がある場合は記載のこと）とありますが、①類似業務とはリース事業における複数の公共施設を一括で導入する照明LED化事業、という認識でよろしいでしょうか？ ②また、履行済みの実績でしょうか？受注済みの実績でしょうか？	31 類似業務とは、複数の公共施設を対象とするLED照明化事業、LED照明設備の賃貸借事業を想定しています。実績は、受注済みのものを記載してください。

32（仕様書P 1 6－（１）－②） 仕様書や提供された図面から読み取ることが出来ない、仮設足場や高所作業車を必要とする箇所が、優先交渉権獲得後の調査にて発見された場合は、金額変更、仕様変更の協議の対象としていただけますか？	32 協議対象とします。
33（実施要領P 2 3） 受注者が代表企業（事業者）となり業務全般の取り纏めを行い、各役割の調査会社・施工者（元請会社）・維持管理会社へ業務を委託し、施工者が技術者を配置する認識でよろしいでしょうか。	33 お見込みのとおりです。
34（実施要領P 2 2－（５）） 本件のご契約については債務負担行為か長期継続契約のどちらでしょうか。長期継続契約の場合、翌年度以降に予算の削減等があった場合、事業者の損害を補填して頂けますでしょうか。	34 債務負担行為による複数年契約とします。
35（実施要領P 9 12－（１）） 参加表明後に辞退した場合でも、辞退届を提出すればペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	35 お見込みのとおりです。
36（該当箇所なし） 入札保証金及び契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。 免除ではない場合、競争入札参加資格を有し、過去５年の間に地方公共団体と締結した同種同規模以上（本事業のLED照明数量以上）の賃貸借契約書を２件以上提出すれば、免除という認識でよろしいでしょうか。	36 入札保証金及び契約保証金は免除します。

37（該当箇所なし） 契約を保証する履行保証保険は契約期間を網羅していなければ、契約保証にならないため、履行保証保険に加入する場合、保険期間は契約期間である契約締結日～令和１９年９月３０日まで包括で加入しなければならないという認識でよろしいでしょうか。	37 契約保証金を免除するため、契約保証を目的とした履行保証保険への加入は不要です。
38（実施要領P４６－（３）－④） プロポーザル参加表明書について代表企業以外も提出必要でしょうか。	38 プロポーザル参加表明書は、代表企業が提出してください。代表企業以外の構成員については、グループ構成表により明らかにしてください。
39（対象施設一覧） 別紙対象施設一覧No.19 中央公園 別紙対象施設一覧、器具台数（台）に数量２０台の記載ございますが、ご提供資料図面には器具台数７６台想定される図面がございます。 どちらが正しい情報かご教示いただきたいのと、２０台が正の場合資料提供いただけますでしょうか。	39 図面データを追加資料として提供しますが、資料により不明な場合は対象施設一覧の数量を基本として提案してください。提供図面は参考資料です。
40（対象施設一覧） 別紙対象施設一覧No.16 町民体育館 別紙対象施設一覧には町民体育館の記載ございますがご提供資料図面には町民体育館の資料はなく、総合体育館の資料はございます。 共に同じ施設でしょうか。	40 町民体育館と総合体育館は、同一施設を指します。
41（仕様書P２６－（１）－④） 仕様書６ 製品仕様及び要求事項④「交通安全灯の約１割については、電球色に変更するものとする。」とありますが、電球色の色温度については３０００Ｋの認識でよろしいでしょうか。また変更箇所もご教示願います。	41 電球色の色温度は２,７００Ｋから３,０００Ｋ程度です。具体的な変更箇所、数量及び容量ごとの取扱いについては、優先交渉権者決定後、本町と協議のうえ決定します。

42（対象施設一覧） 別紙対象施設一覧No.20 公園灯 No.23 交通安全灯ご提供資料図面に対象施設資料ございません。 設置器具詳細、設置数量等が判断できる資料ご教示、ご提供願えますでしょうか。	42 公園灯および交通安全灯に係る資料が提供できていなかったため、交通安全灯台帳および公園台帳、図面データを追加で提供します。資料で確認できない事項については、優先交渉権者決定後の現地調査により確認してください。
43（対象施設一覧） 電気料金削減効果の試算の条件統一の為に、年間の使用時間をお示し下さい。	43 対象施設一覧に記載の年間使用時間を参照してください。

賃貸借契約書（案）

久御山町（以下「発注者」という。）と〇〇株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。なお、この契約は、「久御山町公共施設等ＬＥＤ照明一斉導入事業」の賃貸借及び維持管理について定めるものとする。

（賃借物件）

第１条 受注者は、その所有する次の物件（以下「賃借物件」という。）を発注者に賃貸し、発注者はこれを賃借する。

ＬＥＤ照明機器及び設置に必要な付属品一式（別紙１「機器明細」記載のとおり）

（賃借物件の設置）

第２条 賃借物件の設置場所（地区）は、別紙２「ＬＥＤ照明機器設置一覧」記載のとおりとする。

２ 賃借物件の設置に要する費用は、受注者の負担とする。

（賃貸借の期間）

第３条 賃借物件の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）は、以下の通りとする。

①公共施設：令和９年１０月１日～令和１９年９月３０日（１０年間・１２０か月）

②交通安全灯：令和１０年１０月１日～令和２０年９月３０日（１０年間・１２０か月）

（契約保証金）

第４条 発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

（賃貸料）

第５条 賃借物件の賃貸料は、年額金〇〇円〔月額金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額含む）〕とする。

（賃貸料の支払）

第６条 受注者は、１ヶ月の賃貸借期間終了後、賃貸借料金及び保守料金を、所定の手続きにより発注者に対して請求するものとし、発注者は、適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に、受注者に支払うものとする。

２ 契約期間中に消費税率が改定されたときは、税率改定後の金額で変更契約を締結するものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第７条 発注者の責めに帰すべき事由により前条第２項の支払期限までに賃貸料を受注者に支払わない場合は、発注者は、受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

２ 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、賃貸料に対し、年３．０パーセントを乗じて得た額とする。ただし、政府契約の支払遅延防

止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息の率が改正された場合には、当該改正後の率を乗じて得た額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

第8条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないため、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第9条 受注者の責めに帰する事由により賃貸借期間の始期に賃借物件を借受けることができない場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、賃貸借期間の始期から賃借物件を借受ける日までの日数に応じ、賃貸料に対し、年3.0パーセントを乗じて得た額とする。ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息の率が改正された場合には、当該改正後の率を乗じて得た額とする。

(賃借物件の引渡し)

第10条 受注者は、別紙1「機器明細」記載のとおり、第2条第1項の発注者の指定する位置に賃借物件を設置し、発注者の検査を受けるものとする。

2 発注者は、前項の検査を行い、合格した場合は遅滞なく受注者に通知するものとする。

3 発注者は、賃借物件が検査に合格した後、賃貸借期間開始の日をもって借受書を受注者に交付し、これをもって賃借物件の引渡しが完了したものとする。

4 第1項の賃借物件設置の日から引渡し完了までの間における危険は受注者が負担するものとする。

(譲渡又は転貸の禁止)

第11条 発注者は、受注者の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は賃借物件を転貸してはならない。

(賃借物件の譲渡等)

第12条 受注者は、賃貸借期間中に賃借物件を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ発注者の同意を得た上、発注者がこの契約と同一の条件で賃借物件を使用できるよう措置するものとする。

2 前項に定める場合を除くほか、受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の同意を得たときはこの限りではない。

(賃借物件の移転)

第13条 発注者は、賃借物件を第2条に規定する設置場所から他の場所へ移転する必要が生じたときは、あらかじめ受注者に通知するものとする。

(賃借物件の原状変更)

第 14 条 発注者は、賃借物件の原状を変更しようとするときは、あらかじめ受注者と協議をするものとする。

(事故の通知)

第 15 条 発注者は、賃借物件に不点灯等の事故が発生し、町民等から連絡を受けたときは、受注者に通知するものとする。

(賃借物件の保証期間)

第 16 条 賃借物件の保証期間は、賃借物件が使用可能な状態となった日の翌日から契約期間終了日までとする。

2 前項の保証期間において、発注者の通常の使用にも関わらず、賃借物件の動作異常、破損、故障が発生した場合、第 17 条に定める動産総合保険の適用範囲内において、受注者は、賃借物件が正常に動作するように迅速に修理（代替品（同機種又は同等機種）の提供を含む。）するものとする。

3 前項の作業に必要な機器・部品・消耗品等の代金及び技術者の派遣・作業の費用は、受注者の負担とする。

4 発注者が電力会社より賃借物件に接続する自動点滅器の支給を受けている場合であって、当該自動点滅器が故障した場合、その修理交換業務にかかる費用は、発注者の負担とする。

(動産総合保険)

第 17 条 受注者は、第 10 条第 3 項の借受書の受理と同時に、受注者の名義で動産総合保険を付すものとする。

2 前項の保険料は受注者の負担とする。

(保険金の受取り及び使途)

第 18 条 賃借物件に保険事故が発生したときは、保険金は受注者が受領するものとする。

2 受注者は、保険金を次の用途に使用するものとする。

保険事故の発生により賃借物件が滅失及び毀損した場合の原状復帰に要する費用

(設置場所への立ち入り)

第 19 条 受注者及び受注者の指定する者は、この賃貸借期間中、あらかじめ発注者の承諾を得て、賃借物件の設置場所に立入ることができる。なお、立入りにあたっては身分証明書を提示するものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 受注者は、この契約の履行に伴い知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(賃借物件の管理及び使用)

第 21 条 発注者は、この賃貸借期間中、善良なる管理者の注意をもって賃借物件を管理し、使用するものとする。

(損害賠償)

第 22 条 この契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、地震、噴火等自然災害によって生じた損害、又は戦争・暴動その他の事変によって生じた損害、発注者又は受注者の責に帰することができない事由により生じた損害を除き、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（動産総合保険その他により補てんされた部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。なお、発注者は、受注者が直接被害者と折衝する場合に協力するものとする。

(瑕疵担保責任)

第 23 条 受注者は、賃借物件について隠れた瑕疵があった場合には、速やかに良品と交換し、又は修理するものとする。

(契約の終了)

第 24 条 地震、噴火等自然災害によって生じた損害、又は戦争・暴動その他の事変によって生じた損害、発注者又は受注者の責に帰することができない事由により生じた損害により、賃借物件が使用不能となり、代替品の提供が不可能である場合、この契約は終了する。この場合、賃貸借期間が中途であっても、発注者は、賃貸借期間終了日までの未払い賃貸料（契約が履行された部分の賃貸料を除く。）を支払うものとする。なお、設置が完了していない場合には、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

(契約の解除)

第 25 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。

2 前項において発注者の都合によりこの契約を解除する場合、発注者は、受注者に対して賃貸借期間終了日までの未払い賃貸料（契約が履行された部分の賃貸料を除く。）を支払うものとする。

3 この契約の解除により、受注者に損害が生じた場合における損害賠償に必要な事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 26 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害を賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じて、その責を負わないものとする。

（賃貸借期間終了時の措置）

第27条 賃貸借期間が終了し、発注者が賃貸料を完済したときに賃借物件の所有権は受注者から発注者に移転するものとする。

（変更の届出）

第28条 受注者は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、発注者に届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、発注者からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

（裁判管轄）

第29条 この契約について訴訟等を行う場合は、久御山町を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（信義則）

第30条 発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 31 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地
久御山町長 信貴 康孝

受注者 <住所>
<法人名>
<代表者名>